



# 主幹教諭研修

## 研修テーマに関する法規について

道徳教育



# 1 道徳教育 (1)戦前

**学制**（1872（明治5）年）：「修身口授」  
（ギョウギノサトシ）

**教育令**（1879（明治12）年）：修身科として筆頭科目へ

**「教育ニ関スル勅語」**  
（1890（明治23）年）：修身の理念が明確に

# 1 道徳教育 (1)戦前

【小学校教則大綱（抄）（文部省令第11号）】

## 第二条

修身ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於テハ孝悌，友愛，仁慈，信実，礼敬，義勇，恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊王愛国ノ志気ヲ養ハンコトヲ努メ又国家ニ対スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社会ノ制裁廉耻ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カンコトニ注意スヘシ

高等小学校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ拡メテ陶冶ノ巧ヲ堅固ナラシメンコトヲ努ムヘシ

女兒ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ヲ養ハンコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ近易ノ俚諺及嘉言善行等ヲ例証シテ勸戒ヲ示シ教員身自ラ児童ノ模範トナリ児童ヲシテ浸潤薫染セシメソコトヲ要ス

# 1 道徳教育 (2)教育課程に「道徳」を特設

昭和22年度学習指導要領一般編(試案)(抄)

○小学校

学年	1	2	3	4	5	6
国語	175(5)	210(6)	210(6)	245(7)	210-245 (6-7)	210-280 (6-8)
社会	140(4)	140(4)	175(5)	175(5)	175-210 (5-6)	175-210 (5-6)
算数	105(3)	140(4)	140(4)	140-175 (4-5)	140-175 (4-5)	140-175 (4-5)
理科	70(2)	70(2)	70(2)	105(3)	105-140 (3-4)	105-140 (3-4)
音楽	70(2)	70(2)	70(2)	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)	70-105 (2-3)
図画工作	105(3)	105(3)	105(3)	70-105 (2-3)	70(2)	70(2)
家庭					105(3)	105(3)
体育	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
自由研究				70-140 (2-4)	70-140 (2-4)	70-140 (2-4)
総時間	770(22)	840(24)	875(25)	980-1050 (28-30)	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)

○中学校

学年	7	8	9
国語	175(5)	175(5)	175(5)
習字	35(1)	35(1)	
社会	175(5)	140(4)	140(4)
国史		35(1)	70(2)
数学	140(4)	140(4)	140(4)
理科	140(4)	140(4)	140(4)
音楽	70(2)	70(2)	70(2)
図画工作	70(2)	70(2)	70(2)
体育	105(3)	105(3)	105(3)
職業	140(4)	140(4)	140(4)
(農業、商業、水産、工業、家庭)			
必修科目計	1050(30)	1050(30)	1050(30)
外国語	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
習字			35(1)
職業	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
自由研究	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
選択科目計	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)	35-140 (1-4)
総計	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)	1050-1190 (30-34)

昭和33年学校教育法施行規則改正

○小学校

別表第1

区分	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
国語	238(7)	315(9)	280(8)	280(8)	245(7)	245(7)
社会	68(2)	70(2)	105(3)	140(4)	140(4)	140(4)
算数	102(3)	140(4)	175(5)	210(6)	210(6)	210(6)
理科	68(2)	70(2)	105(3)	105(3)	140(4)	140(4)
音楽	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
図画工作	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
家庭					70(2)	70(2)
体育	102(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
道徳	34(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
計	816(24)	875(25)	945(27)	1015(29)	1085(31)	1085(31)

備考

- この表の授業時数の一単位時間は、45分とする。
- かっこ内の授業時数は、年間授業日数を三十五週(第一学年については34週)とした場合における週当たりの平均授業時数とする。
- 第24条第2項の場合において、道徳の外に宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第2の場合においても同様とする。)

○中学校

別表第2

区分	第一学年	第二学年	第三学年
国語	175(5)	140(4)	175(5)
社会	140(4)	175(5)	140(4)
数学	140(4)	140(4)	105(3)
理科	140(4)	140(4)	140(4)
音楽	70(2)	70(2)	35(1)
美術	70(2)	35(1)	35(1)
保健体育	105(3)	105(3)	105(3)
技術・家庭	105(3)	105(3)	105(3)
外国語	105(3)	105(3)	105(3)
農業	70(2)	70(2)	70(2)
工業	70(2)	70(2)	70(2)
商業	70(2)	70(2)	70(2)
水産	70(2)	70(2)	70(2)
家庭	70(2)	70(2)	70(2)
数学			70(2)
音楽	35(1)	35(1)	35(1)
美術	35(1)	35(1)	35(1)
道徳	35(1)	35(1)	35(1)
特別教育活動	35(1)	35(1)	35(1)

備考

- この表の授業時数の一単位時間は、50分とする。
- かっこ内の授業時数は、年間授業日数を35週とした場合における週当たりの平均授業時数とする。
- 中学校の各学年における必修教科、選択教科、道徳及び特別教育活動の授業時数の計は、1120を下ってはならない。
- 選択教科の授業時数については、左の通りとする。
  - 選択教科の授業時数は、毎学年105を下ってはならない。この場合において、少くとも1の教科の授業時数は、10以上でなければならない。
  - 1以上の選択教科の外に、農業、工業、商業、水産又は家庭(以下「職業に関する教科」という。)のうち1以上の教科を履修させる場合における当該職業に関する教科についての授業時数は、この表に定める授業時数にかかわらず、それぞれ35とすることができる。

「標準授業時数の在り方について」【文部科学省Webサイトより】

# 1 道徳教育 (3)道徳教育の充実

## 【教育基本法】（平成18年改正）

### 第二条（教育の目標）

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。  
(以下略)

# 1 道徳教育 (4)道徳の教科化への動き

## 道徳教育の充実について

教育再生実行会議 「いじめの問題等への対応について」(第一次提言) (平成25年2月26日)

子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むよう、国は、道徳教育を充実する。そのため、道徳の教材を抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化する。その際、現行の道徳教育の成果や課題を検証するとともに、諸外国における取組も参考にして、丁寧に議論を重ねていくことを期待する。

### 道徳教育の充実に関する懇談会

「今後の道徳教育の改善・充実方策について」(報告)  
(H25.3.26設置。10回の審議を経て、H25.12.26報告。)

#### ◆ 道徳教育の課題

- ・ 学校間や教師間の差が大きい
- ・ 各教科等との役割分担や関連を意識した指導が不十分
- ・ 指導方法に不安を抱える教師が多い
- ・ 学年が上がるにつれて、児童生徒の受け止めがよくない
- ・ 振り返らせたり、具体的にどう行動すればよいかという側面に関する指導が不十分 等

#### ◆ 道徳教育の改善の方向性

道徳教育の改善を図るため、制度上、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として新たに位置付けることを検討すべき。

- ① 道徳教育の目標と「道徳の時間」の目標をわかりやすい記述に改め、両者の関係を明確化。
- ② 発達の段階ごとに内容を明確化。いじめの防止や生命の尊重、自律心、家族や集団の一員としての自覚、ルールやマナー、法の意義を理解して守ること、社会の一員としての主体的な生き方、アイデンティティなどに留意。
- ③ 発達の段階をより重視した指導方法の確立。具体的な動作等を取り入れた指導や問題解決的な指導の充実。全体計画の実質化、各教科等との関連付けの強化。
- ④ 数値による評価は今後も行わない。
- ⑤ 一定水準の授業が実施されるよう、教科書を導入することが適当。

- 「心のノート」を全面改訂した「私たちの道徳」を全国の小・中学校に配布。平成26年4月から使用開始。

### 中央教育審議会

「道徳に係る教育課程の改善等について」(答申)  
(H26.3.4設置。10回の審議を経て、H26.10.21答申。)

- ① 道徳の時間は、学習指導要領に示された内容を体系的に学ぶという教科と共通する側面と、道徳教育全体の要となって人格全体に関わる道徳性を育成するものであり、原則として学級担任が担当することが望ましいこと、数値による評価はなじまないことなど、教科にはない側面があることを踏まえ、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける。

※特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極と指摘。

- ② 目標を、明確で理解しやすいものに改善。道徳教育も「特別の教科 道徳」(仮称)も、最終的には「道徳性」の育成が目標。道徳教育の目標は簡潔な表現に改め、「特別の教科 道徳」(仮称)の目標は、判断力、道徳的心情、道徳的行為を行う意欲や態度を育てることなどを通じて、よりよく生きていくための資質・能力を培うこととして提示。
- ③ 内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善。四つの視点の順序等を適切に見直す。キーワードなども活用しつつ、内容項目をより体系的で効果的に示す。情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実。

- ④ 対話や討論など言語活動を重視した指導、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導、問題解決的な学習、小・中学校の違いを踏まえた指導など、多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善。家庭や地域にも開かれた道徳教育を進める。

- ⑤ 「特別の教科 道徳」(仮称)の中心となる教材として、検定教科書を導入。

- ⑥ 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実。多面的、継続的に把握し、総合的に評価。数値などによる評価は不適切。

※指導要録の具体的な改善案等については、会議を設け、今後専門的に検討。

### 学習指導要領等の一部改正(案)

- ◇ 学校教育法施行規則において、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置付け。学習指導要領において、学校教育全体としての道徳教育に関することは「第1章 総則」に、「特別の教科 道徳」に関することは「第3章 特別の教科 道徳」へと構造化。

- ◇ 学校教育全体としての道徳教育の目標は、児童生徒の道徳性を養うという趣旨を明確化。道徳科の目標は、養成すべき資質・能力を明確化。

- ◇ 内容について、  
・「自分自身」「人との関わり」「集団や社会との関わり」「生命や自然、崇高なものとの関わり」の視点により、構造化・体系化  
・内容項目に応じたキーワード  
・いじめの問題への対応を充実 などの改善を行う。

- ◇ 指導方法の配慮事項として、問題解決的な学習、体験的な学習など指導方法の工夫のほか、情報モラル、環境、科学技術と生命倫理等に関する事柄を追加。

- ◇ 教材については、教育基本法や学校教育法等に従い、発達の段階に即し、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないことなどの配慮事項を明記。

- ◇ 評価については、児童生徒の成長の様子を把握することが基本。数値評価を行わないことは従前と同様。  
※近く、専門家によるWGを設置し、専門的に検討。

- ◇ 道徳教育の全体計画や教育活動等の公表など、家庭や地域社会との連携について記載を充実。

# 1 道徳教育 (4)道徳の教科化への動き

## ＜道徳教育の目標＞

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

## ＜「特別の教科 道徳」の目標＞

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。



# 主幹教諭研修

## 研修テーマに関する法規について

道徳教育

